第10回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年10月25日(金) 午後1時55分から午後2時42分
- 2 開催場所 大月市民会館4階会議室
- 3 出席委員

農業委員

 1番 志村 喜光
 2番 小林 良次
 3番 山田 政文

 4番 佐藤 總明
 5番 蔦木 正彦
 6番 天野 千明

 7番 梶原 勝
 8番 西村 恒男
 9番 矢頭 惠造

 10番 山﨑 公江
 11番 米山 義一
 12番 小俣 民男

 13番 和田 廣行
 14番 佐藤 孝義

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件。 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求 める件。

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 和彦 主幹 竹下 仁 主任 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、ただ今から始めたいと思います。それでは、互 礼を行いたいと思います。ご起立願います。

相互に礼。ご着席ください。

それでは、ただ今より令和元年第10回農業委員会委員会総会を開催致 します。

会長あいさつ、志村会長お願いします。

会 長 台風21号の影響が有りまして、お足もとが悪い中を令和元年の第10 回大月市農業委員会総会にご出席誠にありがとうございます。 先日の台風19号では市内各地も大きな被害をもたらしました。

皆様の所では如何だったでしょうか、現在も初狩の国道に掛る法雲寺橋 が崩壊しまして、通行止めになっておりまして周辺住民方々の不便をかけ ていることがご承知の通りでございます。

早い復旧を望むところでございます。

また、9月から始まりました、利用状況調査も委員の皆様のご努力によりまして全員の提出を頂きました。

何かとお忙しい中を、今年は特に市内各地に熊の出没情報が報じられまして、事故の無いことを祈りながら調査をした訳でございますが、全員無事に完了できましたことを御礼申し上げます。

さて、本日の案件につきましては、3条が4件、5条が2件、この会が スムースに進行出来ますように皆様方のご協力をお願い致しまして挨拶と いたします。

事務局 続きまして、開会宣告、会長お願い致します。

会 長 本日は、全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規 定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議 長を会長にお願いします。

議 長 それでは、規則に従いまして、議長を務めさせて頂きます。着席のまま 議事を進めさせて頂きます。

> 会議を開始するに当たりまして、委員の皆様にお願いを申し上げます。 会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願い致します。 議事の円滑な進行に、ご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議 長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

4番 佐藤 總明 委員 、5番 蔦木 正彦 委員を指名致します。

日程第2 会期の決定

議 長 続きまして、日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議がありせんので、本日、一日と決定致します。

日程第3 議事

議 長 日程第3、議事に入ります。

議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程致します。

申請番号1・2については、申請者が同一であり関連する内容ですので、一括で審議したいと思います。

それでは、申請番号1・2について、事務局に説明を求めます。

事務局 1番と2番は譲渡人・譲受人が同一で関連が有りますので、一括で説明いたします

3ページの地図と4ページの写真を合わせてご覧ください。

申請番号1から説明いたします。申請地は〇〇〇〇外1筆、地目は田 で面積は合計で〇〇〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請地は、〇〇〇〇の東約100mに位置する第2種農地です。

周囲の状況は、譲受人の宅地に面しており、他は農地・道路となっています。

地図で言いますと赤い色の斜線になっている部分がこの申請番号1です。

申請理由につきましては、農業経営の拡大です。申請者は会社の経営をしておりますが、農家家族となる両親が実際にこの農地を現在耕作しており、息子名義で買い入れ、共に耕作し野菜を栽培する計画です。

続きまして、申請番号2について説明します。

申請地は○○○○外1筆、地目は田で面積は合計で○○○㎡です。

申請者は1番と同様で、貸し人は〇〇〇、借り人は〇〇〇〇です。

申請地は、申請番号1に隣接する農地です。

緑色部分が申請番号2の農地となります。申請理由は農業経営の拡大

です。隣接する農地を借入、水稲を栽培する計画です。申請番号の1・2を合わせると2, 000mを超える事になります。

譲り受ける方の〇〇〇〇ですけど、近くの所で会社を経営しており、 同居する両親が実際耕作をする事になると言う事です。

現状は写真の通りで、耕作をされている状況です。1については、申 請人の両親が借りてやっており、2については、貸し人の〇〇〇〇が耕 作をしている状況です。

農業用機械などをリースし、親戚の手伝いを仰ぎながら耕作をすると 言う形で、営農計画が出されています。

以上ですけど、ご審議をお願いいたします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明を求めます。 地区担当の米山義一委員にお願いします。

米山委員
それでは、一寸追加で説明させていただきます。

今事務局よりお話がありました様に、一寸4ページを開いて頂けますか、4ページに写真が4枚載っております、右側の上の写真ですが、これを現在父親であります○○○○さんが、約○○○㎡○畝の土地が有るのですが、此方に色々の野菜をここ数年、○○○○さんから借りて耕作しております。

周りにイノシシ除け、あるいは猿除け、何処の地域もそうだと思うのですが、獣が出る所でありますが、こういう囲いをしながらこの中で野菜を作ったり、色々の種類の野菜を作っています。

自宅は、左の写真を見て頂き、此処に大勢で2世帯で住んでいます。 この右の写真は家の下になります。今回買い求めになるのは、左の写 真の2枚をお求めになると言う事です。

それにあたりまして、その下の写真2枚が有ります、これ稲を刈った後、最近のおそらく調査した時の写真だと思いますが、稲を刈った後の株がそのまま新芽が出て残っていますが、この田圃を今まで○○さんが耕作していたのですが、これを○○さん家族が借りて耕作すると、そうして合計で2,000㎡以上になるのですね、そうして農業経営を拡大したいと言う事であります。

私も農業委員として、農業委員会も見守っていって、成功して頂ければ良いなと考えています。

皆様のご審議宜しくお願い致します。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

蔦木委員 ○○○○さんが今まで作っていたのですね、此処で辞めると言う事ですか。その理由は。まだ若いですよね。

米山委員 〇〇で〇〇〇〇と言うのが有りますよね、〇町歩以上持っているのですが、2番目に該当する位の土地を持っているのですよ、これだけ見れば無くなるのではないかと言う心配もあるのですが、実はまだこれ位残っています。

それで、田圃も有るし他も有るので十分、野菜とか米とか出来ますので大丈夫との事であります。

全部で○反分位の耕作を他でご夫婦とおばさんとで皆でやっております。

確かにこれだけ減ればすごく減って大丈夫かなと言う心配が有ろうか と思いますが。

蔦木委員 辞める理由を聞きたい。

米山委員 辞め類理由ですか、今話したように別にこれに近いくらい持っている のですよ、自分ではやりきれない。

> そして、自分も○○○をやっているのですよ、だから忙しい体で実は 2年ばかりこの田圃を休んでいたのですよ、此処で2年ばかりやったの ですけど、全部やりきれないと言う事で、最低限外の田圃を利用してや っていくという考えでいますので。

小俣委員 話を伺うと20アールと言う条件をクリアするというために借りると いう風に私は捉えているのですがそういう意味あいが有ると言う事です ですね。正直な所。

米山委員 正直な所、私もかなり事務局にこの件については、昔から農業委員に なった時から疑問を抱いていました。

初めて農業委員になった時は、現に今現在2反分、2,000㎡の

土地を持ってそこで耕作していないと買えないのだと、こういう解釈 をしていたのですが、こういう会に出ましておかしいなと言う判断を してきました。

詳しい説明は私からではなくて事務局の方へお願いしたいと思います。

事 務 局 最近特にこういうのが多くなってきています。実は次もそうなので すが、こういう風なのが確かに多くなってきています。

これは、行政書士を通しているのですけど、行政書士の方でこういうやり方が有るよと言う様な事を教えたりと言う部分も有りますし、そうは言っても此方の方でも現に農業委員会の方でも一寸足りないから一筆位借りれば満たされますよと言う事を言った事も有ったりしたので、使って無いところを何とか使ってという趣旨の中で、これから使いますという計画で今までも許可を出していた部分が有るので、そうは言っても此処で許可を出すからには、その物について指導と言うか、3年以上耕作をするように指導とか必要ではないかと思って居ます。

米山委員

先程話したように私も疑問を持ちまして、○○○○○○○○さんが買うので親が本当に出来るかと、田圃の経験がないのに出来るのかと事務局にも相当言ったのですけど、代理人の方と話をして代理の方がこちらのその方と相談をして、やらせるようにお話をするので、これから3年間こちらで応援をしながら、また現状を把握しながら監視体制を取って報告なりをしたいと思って居ます。

これが農業委員会を通ったと言う報告を事務局の方から代理人を通 してすると思うのですよ本人に、今までも私共がしたことは無いので すが、その時に強く言って貰いたいのですよ、中々農業委員会も通ら なかったと、実際には耕作しないと返すような事になりますよ、位の 事は言って貰いたい。それだけを切にお願いします。

蔦木委員

要するに○○さんが今まで作っていた、○○さんが借りたところは作る。

所有権移転の所は○○○○さんが作っていたと言う事ですね。

米山委員 〇〇〇〇さんではなくて親が作っていた。

議 長 現地を今後継続的にチェックすると言う事で、農業委員の方で地区 担当と言う事でお願いしたいと思います

他にございますか。

質疑が無いようですから、採決いたします。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長 続きまして申請番号3・4についてですが、この2件も申請者が同

一であり、関連する内容ですので、一括で審議したいと思います。

それでは申請番号3・4について、事務局に説明を求めます。

譲渡人は○○○○、譲受人は叔父にあたる○○○○です。

事務局 5ページの地図と6ページの写真を合わせてご覧ください。

申請地は〇〇〇〇外5筆、地目は田で面積は合計で〇〇〇〇㎡です。

申請地は○○○○の北、○○○○から約700mに位置する第2種 農地です。

周囲の状況は農地や道路となっております。

赤色の斜線の部分が、申請番号3にあたります。

申請理由につきましては、農業経営の拡大です。譲受人の〇〇〇〇は、申請地を兄に代わりずっと耕作しておりましたが、その兄が亡くなり甥が相続いたしましたが、耕作が出来ないため一部を叔父に贈与する計画です。

現在は6ページの写真の様に野菜類を耕作しており、そのまま耕作する計画です。

続きまして、申請番号4について説明します。

申請地は○○○○外1筆、地目は田で面積は合計で○○○㎡です。 緑色の部分になります。申請者は3と同様で、貸し人は○○○、借り人は○○○○です。

申請地は申請番号3に隣接する農地です。申請理由は、農業経営の拡大です。3番の申請同様に、これまで耕作をしてきた叔父が使用貸借で借入、野菜を耕作する計画です。3の土地の贈与を受けるに当たり、

此れまで農地法の許可を得ずに貸借していたものをこの機会に正すことで、2,000㎡の要件を満たすことになります。

現状は、写真の通りで耕作をされている状況です。

ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明を求めます。 地区担当の山田政文委員にお願いします。

山田委員 今月18日の午後、会長及び事務局と現地を見てきました。 写真をご覧頂いた様に、綺麗に耕作をしております。

譲渡人が貰う方が叔父さんと言う関係で、長い間此処を手伝いながら耕作をしてこの近くで田圃も2反分近くやっていますけど、その様な状況で特に問題はないと思います。

宜しくご審議お願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

【異議なしの声】

質疑が無いようですから、採決いたします。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長 続きまして、議案16号農地法第5条第1項の規定による許可申請 に意見を求める件を上程します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 8ページの地図と9ページの写真を合わせてご覧くい。

申請地は、〇〇〇〇外 1 筆、地目は畑で面積は合計で〇〇〇㎡です。 賃貸人は〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇〇です。

申請地は○○○の東100m、○○○○を渡って直ぐに位置する 第2種農地です。

周囲の状況は、西面は道路、他の面は農地となっています。

申請理由につきましては、資材置場のための一時転用です。現在この地では県の事業として圃場整備を行っており、それに伴う工事のためのコンクリートブロックやコンテナハウスを設置する計画です。

公共事業に係る一時転用ですので特に問題ないかと思われますが、 ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明を求めます。 地区担当の西村恒男委員にお願いします。

西村委員 10月18日に事務局それから会長と共に現地を見てきました。 隣地の地主の同意書も有りますし、農道工事用の資材とか置くと言う事で7か月間の期間だそうですので、何も問題もないと思いますので、ご審議宜しくお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

【異議なしの声】

質疑が無いようですから、採決いたします。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号2について事務局に説明を求めます。

事 務 局 1 0 ページの地図と 1 1 ページの写真を合わせてご覧ください。 申請地は、○○○○外 2 筆、地目は田及び畑で面積は○○○㎡です。 譲渡人は○○○○外 1 名、譲受人は○○○○です。

申請地は〇〇〇〇の南約100mに位置する第2種農地です。一寸変わった形になっておりますが、周囲の状況は北面は宅地、他の面が道路となっています。

申請理由につきましては、太陽光発電施設の建設です。譲受人は〇 〇市にある太陽光で事業を営む法人で、県外に住む譲渡人から農地を 買い入れ太陽光パネルを340枚設置する計画です。

これは変な形をしていますが3つに分かれた形になっております。

この申請については、8月に一度欠けている部分を含めた4筆で行いたいという申請が有りました。しかし、3,000㎡も使う必要がなく、地元との話も合意に至っていない状況でしたので、計画を変更するよう指導していました。2ヶ月ほどしまして今回1筆減らして地元とは住宅から5m以上離すと言う事で合意しているようです。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明を求めます。 地区担当の小林良次委員にお願いします。

小林委員 18日の午後、会長と事務局と○○地内の太陽光発電予定地の現場 を確認しました。

先程事務局よりお話が有りました様に、最初は近隣住民との話あいが旨く行かなかったようですが、ここにきて近隣住民との話し合いは旨く進んでいるようですので、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

【異議なしの声】

質疑が無いようですから、採決いたします。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

日程第4 その他

議 長 日程第4その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

矢頭委員 何か月か前に山林化した農地を笹子の方からやっていくと言う事で その後の動きはどうなっているのか、続けているのか、その辺の所を 一つお願いします。

事務局 非農地判断をすると言う事で、山林化して使えないところをやって いくと言う事で、はっきり言って今年はまだ出しておりません。

ただ今、候補地を絞り込んでありますので、一度会長と地区担当委員さんと見に行って、これは確かに非農地だと言う事で出せるようでしたら出す計画で居ります。

ただ去年、県の方とか国の方ではとにかく非農地でどんどん出して くれと、山林化しているのは全部出してくれと言う事を言われたので すけど、実際に出しましたら法務局の方で地図が無いところが殆どで して、公図が無いのですね、そこに登記簿は有っても公図が無いと言 う所も、県の指導で此方は出したのですけど、法務局の方でそれでは 登記の変更は出来ませんよと、地目の変更は出来ませんよと言われて 一寸法務局ともめたと言いますか、そういった部分が有りして地図が 有るところを絞って今年は少し出していこうかと言う事で、今探して いる所です。

ですので、一応予定では今年笹子と初狩の方まで行きたいと、県の 方のノルマと言う事が有りまして、何ヘクタール出せと言われている ので、足りないようでしたら真木の方と言うように増やして行く様に する計画でいます。

まだ利用状況調査が終わった所ですので、一応計画としては出して いく予定でいます。

矢頭委員 続いて来る訳ですね。七保もそう言う様な場所が有りまして何時頃 来るのかなと言う事を聞かれたので。

事 務 局 もし、此処は自然に木が生えている、植林ではなくて自然に木が生 えているから非農地にして欲しい場合は、非農地判断をしてくれと言 う申請が有りますので、自分で申請を出してくれれば此処で審議して 出すと言う事も可能にはなります。

矢頭委員 もう一つ良いですか、宅地を農地に戻すと言う事、宅地で有った所をですね、家を新しく作って、別の土地に作って、前有った建物を壊してそこを農地にしたのですけど、そういう場合どういう風にしたらいいのか、可能なのか。

事務局 前も一寸話をしたことが有ったかと思うのですけど、宅地を農地に することは出来ない事でなないけれど、法務局へ地目変更申請という 申請を出して貰う事になるのですが、此方側で農地ですと言う判断で はなくて、法務局の方で実際に見に行って、農地として認めていいと 言う事で地目が変わる事になります。

矢頭委員
その申請は法務局に行って申請すればいいと言う事ですね。

議 長 その他ございますか。 それでは事務局の方で。

事務局 利用状況調査ありがとうございました。先程会長の方からも話が有

りましたが、無事に事故もなく終了と言う事で良かったかと思います。 現在結果の方は入力作業をしておりますので、また結果が纏まりま したら反省会とか、先程で出ました非農地判断それから利用意向調査 などのステップの方に入っていきたいと思います。

其れから通知いたしましたけど、11月14日例年行っております 農業委員大会が有りますので、ご予定頂いて、配車が厳しくて中々大 きな車が取れませんでしたので、分乗と言う形になりますので配車の 都合が有りますので、都合の悪い方は早めにご連絡いただければと思 います。

橋が崩れているので、どんなルートで通るかと言う事を考えたりしながら計画したいと思いますので、申し訳ないですが早めに連絡いただければと思います。

其れから、皆さん3年で任期になるのですけども、最後の年に一応研修会と言うか視察を一応計画していますが、今年何処かに行ければと考えています。一寸予算的には何時もよりかは少なくなっているので、自己負担もお願いしながらですけど、一応考えているのが近くの隣接県と言う事で、長野県とか静岡県周辺で何か大月市に似て中山間で参考になるような所が有ればと考えているのですけど、もしご意見が有りましたらお教えいただければ参考にして決めたいと思って居りますので、お電話でも結構ですので教えて頂ければと思って居ます。

それからもう1点すいません。これは農業委員会とは関係ないのですが、前一寸お話をしましたが、来年の2月に農林業センサスという市の農地の状況を調べるもう一個の調査が有りまして、統計担当の方で色々調査員を探しているのですけど、中々見つからなくて大変な様なので、足りない所については来月の早々位に連絡させて頂きますので、もしご協力頂ければご本人でなくてもご家族方、誰か知っている人とかの紹介でも構いませんので、ご協力頂ければと思いますのでよろしくお願いします。

以上ですけど宜しくお願します。

議 長 その他ございますか。

ないようですから、本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理

慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年第10回大月市農業委員会総会を閉会致します。

ご協力ありがとうございました。